

改訂前	改訂後
<p>エポスカード規約</p> <p>株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(5)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号</p>	<p>エポスカード規約</p> <p>株式会社 エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4丁目3番2号 貸金業者登録番号 関東財務局長(5)第01386号 包括信用購入あっせん業者登録番号 関東(包)第7号</p>
<p>カード規約</p> <p>第1章 カードの発行</p> <p>第1条 省略</p>	<p>カード規約</p> <p>第1章 カードの発行</p> <p>第1条 省略</p>
<p>第2条(カードの発行)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)カードの所有権は当社に属し、当社は会員に対しカードを貸与します。会員はカードが貸与された場合は、直ちにカードの署名欄に自署し、かつ善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管・管理するものとします。</p> <p>(3)カードは、カードに署名した会員本人のみが利用できるものとし、会員はカードを他人に貸与、預入、譲渡、質入れ、その他の担保に使用することはできません。また、会員は会員番号およびカードの有効期限等についての情報を他人に使用させることはできません。</p> <p>(4)～(5) 省略</p>	<p>第2条(カードの発行)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)カードの所有権は当社に属し、当社は会員に対しカードを貸与します。会員はカードが貸与された場合は、直ちにカードの署名欄に自署し、かつ善良なる管理者の注意をもってカード(<u>カード番号およびカードの有効期限等を含む</u>)を使用・保管・管理するものとします。</p> <p>(3)カードは、カードに署名した会員本人のみが利用できるものとし、会員はカードを他人に貸与、預入、譲渡、質入れ、その他の担保に使用することはできません。また、会員は<u>カード</u>番号およびカードの有効期限等についての情報を他人に使用させることはできません。</p> <p>(4)～(5) 省略</p>
<p>第3条 省略</p>	<p>第3条 省略</p>
<p>第2章 カードによる商品購入等 第4条(カードの利用方法)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)(1)のうち コンピュータ通信やインターネット等の通信回線を介する形態その他非対面の形態で商品購入を行おうとするときは、カードの提示に代えて、会員の会員番号・氏名・住所等の情報を伝送、告知または記載することで、カードの利用ができる場合があります。このとき、利用に際してID、暗証番号等を登録する場合には、会員は当該ID、暗証番号等が第三者に盗用されることのないよう十分な注意をもって管理するものとします。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>(5)カードのご利用に際して、短時間に連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合や、商品等の利用内容等によっては当社の承認が必要となる場合があります。この場合、当社が電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員に確認することがあります。確認結果によっては、カードの利用をお断りすることがあります。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードの利用を制限させていただく場合があります。なお、第8条に定める当社の所有権を侵害し、あるいは現金化を目的とした商品等の購入等、通常の商品購入とは認められない目的または違法な取引をする目的でカードの利用はできないものとします。</p>	<p>第2章 カードによる商品購入等 第4条(カードの利用方法)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)(1)のうち コンピュータ通信やインターネット等の通信回線を介する形態その他非対面の形態で商品購入を行おうとするときは、カードの提示に代えて、会員の<u>カード</u>番号・氏名・住所等の情報を伝送、告知または記載することで、カードの利用ができる場合があります。このとき、利用に際してID、暗証番号等を登録する場合には、会員は当該ID、暗証番号等が第三者に盗用されることのないよう十分な注意をもって管理するものとします。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>(5)カードのご利用に際して、短時間に連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合や、商品等の利用内容等によっては当社の承認が必要となる場合があります。この場合、当社が電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員に確認することがあります。確認結果によっては、カードの利用をお断りすることがあります。また、貴金属・金券類等の一部の商品では、カードの利用を制限させていただく場合があります。なお、第8条に定める当社の所有権を侵害し、あるいは現金化を目的とした商品等の購入(<u>記念通貨を除く、現在通用力を有する紙幣・貨幣の購入を含む</u>)等、通常の商品購入とは認められない目的または違法な取引をする目的でカードの利用はできないものとします。</p>

改訂前	改訂後
<p>第5条 省略</p>	<p>第5条 省略</p>
<p>第6条(継続的利用代金等のお支払い)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)カードでのお支払いを中止される場合、カードの再発行等により<u>会員</u>番号が変更となった場合、あるいはカードの更新により有効期限が変更となった場合等、継続的サービス事業提供者と会員の契約上変更手続きが必要となるときは、会員自身が継続的サービス事業提供者に対して手続きするものとします。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>(5)<u>当該継続的サービス事業提供者の要請があったとき、または当社が必要であると判断したときに、会員は、会員に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報及び無効情報等を当該継続的サービス事業提供者に対し通知する場合がありますことを、あらかじめ承諾するものとします。</u></p>	<p>第6条(継続的利用代金等のお支払い)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)カードでのお支払いを中止される場合、カードの再発行等により<u>カード</u>番号が変更となった場合、あるいはカードの更新により有効期限が変更となった場合等、継続的サービス事業提供者と会員の契約上変更手続きが必要となるときは、会員自身が継続的サービス事業提供者に対して手続きするものとします。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>(5)<u>当社は、(1)における料金の継続的なお支払いについて、会員が適切にカードを継続的に利用できるようにする目的で、継続的サービス事業提供者に対して、十分な安全管理措置を講じたうえで、カード番号・有効期限等の変更情報等を通知することがあり、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。</u></p>
<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>(1)商品購入代金および手数料(以下「カード利用代金等」という)の支払いは、当社所定の支払日および支払方法の中から、原則としてカード申込時に定めた方法によりお支払いいただきます。また、カード利用代金等の締切日、支払日は別途会員の申出に基づいて定め、お知らせします。なお、事務処理上の理由により、支払開始日が遅れることがあります。また、上記支払いに関する内容で当社が特に認めた場合は、当社の指定する方法でお支払いできる場合があります。<u>なお、ご持参払いにおけるATM(返済受付処理が可能なATMに限る)での返済の場合、ATM手数料は無料です。</u></p> <p>(2)①～② 省略</p> <p>③ 1回払い 商品購入代金締切後、最初のお支払日に全額を一括してお支払いいただく方法です。なお、この場合、手数料はかかりません。</p> <p>④～⑥ 省略</p> <p>(3)(2)①の支払金と、②から⑥によってお支払いいただく金額(以下「支払金」という)はあらかじめご利用代金明細書でお知らせします。なお、会員は当該明細書に異議がある場合は、通知を受けた後、速やかに申し出るものとします。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5)手数料率は、金融情勢等の事情により変更することがあります。その場合は第25条に従い、所定の方法で通知いたします。</p>	<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>(1)商品購入代金および手数料(以下「カード利用代金等」という)の支払いは、当社所定の支払日および支払方法の中から、原則としてカード申込時に定めた方法によりお支払いいただきます。また、カード利用代金等の締切日、支払日は別途会員の申出に基づいて定め、お知らせします。なお、事務処理上の理由により、支払開始日が遅れることがあります。また、上記支払いに関する内容で当社が特に認めた場合は、当社の指定する方法でお支払いできる場合があります。</p> <p>(2)①～② 省略</p> <p>③ 1回払い 商品購入代金締切後、最初のお支払日に全額を一括してお支払いいただく方法です。なお、この場合、手数料はかかりません。<u>ただし、事務処理上の理由により、支払開始日が遅れることがあります。</u></p> <p>④～⑥ 省略</p> <p>(3)(2)①の支払金と、②から⑤によってお支払いいただく金額(以下「支払金」という)はあらかじめご利用代金明細書でお知らせします。なお、会員は当該明細書に異議がある場合は、通知を受けた後、速やかに申し出るものとします。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5)手数料率は、金融情勢等の事情により変更することがあります。その場合は第26条に従い、所定の方法で通知いたします。</p>
<p>第8条～第10条 省略</p>	<p>第8条～第10条 省略</p>

改訂前	改訂後
<p>第3章 キャッシングサービス 第11条(キャッシングの利用)</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7)会員が(1)の方法でキャッシングを利用する場合、ATM利用手数料は無料です。</u></p> <p>(8)当社のクレジットカードを2枚以上お持ちの場合には、各カード毎に定められたご利用可能枠のうち、最も高い額を合計のご利用可能枠とします。ただし、それぞれのカードにおけるご利用可能枠は、各カードに定められた額とします。</p> <p>(9)会員が提携CD・ATMを利用した際には、提携先の都合により、利用明細書等に「マルイ」等と表示される場合があります。</p>	<p>第3章 キャッシングサービス 第11条(キャッシングの利用)</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7)当社のクレジットカードを2枚以上お持ちの場合には、各カード毎に定められたご利用可能枠のうち、最も高い額を合計のご利用可能枠とします。ただし、それぞれのカードにおけるご利用可能枠は、各カードに定められた額とします。</p> <p>(8)会員が提携CD・ATMを利用した際には、提携先の都合により、利用明細書等に「マルイ」等と表示される場合があります。</p>
<p>第12条(キャッシングの返済方式等)</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3)キャッシング利用締切日、返済金の支払日および支払方法は第7条(1)を準用し、受取証書の交付については、第7条(4)を準用します。<u>また、ご持参払いにおけるATM(返済受付処理が可能なATMに限る)でのご返済の場合、ATM手数料を無料とします。</u></p> <p>(4)利息の計算方式は後払い残債方式とし、融資利率は実質年率18.0%とします。なお、融資利率は金融情勢等の事情により変更することがあり、その場合は第25条に従い、所定の方法で通知いたします。</p> <p>(5)～(9) 省略</p>	<p>第12条(キャッシングの返済方式等)</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3)キャッシング利用締切日、返済金の支払日および支払方法は第7条(1)を準用し、受取証書の交付については、第7条(4)を準用します。</p> <p>(4)利息の計算方式は後払い残債方式とし、融資利率は実質年率18.0%とします。なお、融資利率は金融情勢等の事情により変更することがあり、その場合は第26条に従い、所定の方法で通知いたします。</p> <p>(5)～(9) 省略</p>
<p>第4章 共通事項</p> <p>第13条 省略</p>	<p>第4章 共通事項</p> <p>第13条 省略</p>
<p>第14条(カードの紛失、盗難等)</p> <p>(1)会員がカードの紛失、盗難等(以下「紛失等」という)で他人にカードを不正使用された場合、そのカード使用により生じた一切の債務については、すべて会員の負担となります。ただし、会員が紛失等の事実を速やかに当社に連絡のうえ、最寄の警察または交番に届け出るとともに、所定の届出書を当社に提出し、かつ当社が認めた場合、当社に連絡を行った日を含めて61日前以降に発生した損害については、会員の負担とはなりません。この場合、会員は当社が必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力していただきます。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3)<u>偽造カードによるカード利用あるいは会員番号・有効期限等を盗用されての非対面の形態でのカード提示の伴わないカード利用に係る代金であることを当社が認めた場合は、会員は支払いを免除されます。</u></p>	<p>第14条(カードの紛失、盗難およびカード情報の盗用等)</p> <p>(1)会員がカードの紛失、盗難等(以下「紛失等」という)で他人にカードを不正使用された場合、そのカード使用により生じた一切の債務については、すべて会員の負担となります。ただし、会員が紛失等の事実を速やかに当社に連絡のうえ、最寄の警察または交番に届け出るとともに、所定の届出書を当社に提出し、かつ当社がこれを認めた場合、当社に連絡を行った日を含めて61日前以降に発生した損害については、会員の負担とはなりません。この場合、会員は当社が必要と認める書類を当社に提出するとともに、被害状況等の調査に協力していただきます。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3)<u>会員が、カード番号・有効期限等の盗用で他人に不正使用された場合、その使用により生じた一切の損害については、すべて会員の負担となります。ただし、カード番号等の盗用に関して、会員が(2)①～⑧あるいはこれに準ずる故意または過失がないことを当社に通知し、かつ当社がこれを認めた場合、不正使用に関する損害については、会員の負担とはなりません。</u></p>

改訂前	改訂後
<p>(4)前項の規定にかかわらず、偽造カードの作出、使用または会員番号等の盗用について、会員に(2)①～⑧あるいはこれに準ずる故意または過失があるときは、会員は免責されず、支払い義務を負います。</p>	<p>(4)偽造カードによるカード利用であることを当社が認めた場合、会員は当該カード利用代金の支払を免れます。ただし、偽造カードの作出等に関して、会員に(2)①～⑧あるいはこれに準ずる故意または過失があるときは、会員は免責されず、支払い義務を負います。</p>
<p>第15条(カードの再発行)</p> <p>カードが紛失、盗難、汚損、破損等により使用不能になった場合は、所定の手続きをしていただき、当社が認めた場合に限り再発行します。なお、再発行する場合には、会員には当社が定めるカード再発行費用をご負担いただくことがあります。また、当社が会員のカード情報の管理、保護等の業務上必要と判断した場合、<u>会員</u>番号の変更ができるものとします。</p>	<p>第15条(カードの再発行)</p> <p>カードが紛失、盗難、汚損、破損等により使用不能になった場合は、所定の手続きをしていただき、当社が認めた場合に限り再発行します。なお、再発行する場合には、会員には当社が定めるカード再発行費用をご負担いただくことがあります。また、当社が会員のカード情報の管理、保護等の業務上必要と判断した場合、<u>カード</u>番号の変更ができるものとします。</p>
<p>第16条～第18条 省略</p>	<p>第16条～第18条 省略</p>
<p>第19条(期限の利益の喪失)</p> <p>(1)会員は、次の場合には当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の全額をお支払いいただきます。</p> <p>① カード利用代金等(キャッシングを除く)の支払いを遅延し、20日以上を定めて書面で催告したにもかかわらず、その期間内にお支払いがなかったとき。</p> <p>② キャッシングの支払いを遅延したとき。</p> <p>③ 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。</p> <p>④ 第三者から、強制執行、差押、仮差押、仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき。</p> <p>⑤ 破産、民事再生等の申し立てがあったとき、または自ら(代理人を含む)債務整理の申し出をしたとき。</p> <p>⑥ 商品等の購入等が会員にとって営業のためもしくは営業として締結するものである場合で、会員がカード利用代金等の支払いを1回でも遅延したとき。</p> <p>⑦ 商品等の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>第19条(期限の利益の喪失)</p> <p>(1)会員は、次の場合には当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の全額をお支払いいただきます。<u>ただし、②は商品購入に係るカード利用代金には適用されません。</u></p> <p>① カード利用代金等(キャッシングを除く)の支払いを遅延し、20日以上を定めて書面で催告したにもかかわらず、その期間内にお支払いがなかったとき。</p> <p>② キャッシングの支払いを遅延したとき。</p> <p>③ 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。</p> <p>④ 第三者から、強制執行、差押、仮差押、仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき。</p> <p>⑤ 破産、民事再生等の申し立てがあったとき、または自ら(代理人を含む)債務整理の申し出をしたとき。</p> <p>⑥ 商品等の購入等が会員にとって営業のためもしくは営業として締結するものである場合で、会員がカード利用代金等の支払いを1回でも遅延したとき。</p> <p>⑦ 商品等の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>(2) 省略</p>
<p>第20条(合意管轄裁判所)</p> <p>会員と当社との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地、商品等の購入地、当社の本社もしくは営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第20条(合意管轄裁判所)</p> <p>会員と当社との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、<u>訴額の如何にかかわらず</u>、会員の住所地、商品等の購入地、当社の本社もしくは営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を<u>第一審</u>の合意管轄裁判所とします。</p>

改訂前	改訂後
<p>第21条(その他の承認事項)</p> <p>①～⑦ 省略</p> <p>⑧当社が提携している会社等の窓口でお支払いいただく場合に、当該提携会社等が所定の手数料を申し受けることがあること。</p> <p>⑨ 省略</p> <p>⑩カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとして当社が判断した場合、<u>会員への事前の通知なしに</u>カードの利用停止措置をとる場合または<u>会員の承諾を得て</u>会員番号の変更を行う場合があること。</p> <p>⑪～⑫ 省略</p>	<p>第21条(その他の承認事項)</p> <p>①～⑦ 省略</p> <p>⑧当社が提携している会社等の窓口でお支払いいただく場合に、当該提携会社等が所定の手数料を申し受けることがあること。<u>なお、当社のATMの利用に関して、手数料は無料です。(日本国外のATM利用時を除く)</u></p> <p>⑨ 省略</p> <p>⑩カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとして当社が判断した場合、カードの利用停止措置をとる場合または<u>カード番号の変更を行う場合があること。この場合、事前に会員に連絡することが困難なときは、措置実施後速やかに会員に通知します。</u></p> <p>⑪～⑫ 省略</p>
<p>第22条(反社会的勢力の排除)</p> <p>(1)会員は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。</p> <p>① 暴力団(構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体)の構成員、準構成員(暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、暴力団の活動に協力または関与する者)</p> <p>② 総会屋、社会運動等標榜者(社会運動、政治活動等と称して不正な利益を要求する者)</p> <p><u>③ その他上記①～②に準ずる者</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<p>第22条(反社会的勢力の排除)</p> <p>(1)会員は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来も該当しないことを確約するものとします。</p> <p>① 暴力団(構成員の集団的または常習的な暴力的不法行為等を助長するおそれのある団体)の構成員、<u>暴力団の構成員でなくなったときから5年を経過しない者</u>、準構成員(暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれのある者、暴力団の活動に協力または関与する者)</p> <p>② 総会屋、社会運動等標榜者(社会運動、政治活動等と称して不正な利益を要求する者)</p> <p><u>③特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>④ その他上記①～③に準ずる者</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p>
<p>第23条(会員資格の喪失、退会およびカードの利用停止等)</p> <p>(1)当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員に通知することなくカードのご利用停止、ご利用可能枠の変更、会員資格の喪失等の措置をとることがあります。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただきます。なお、会員資格を喪失した場合、当社が会員に対して、残債務の一括返済を求めたときは、これに応じていただきます。</p> <p>① カードのお申し込みもしくはその他の当社へのお申し込みなどで虚偽の申告をされたとき。</p> <p>② 当社に対する債務の返済が行われないうち、延滞が解消された後も、<u>その支払状況にかかわらず、当社の定める一定期間において継続して利用を停止する場合があります。</u></p> <p>③ 会員が本規約のいずれかに違反したとき。</p> <p>④ 当社が送付等したカードについて、会員が相当期間内に受領しなかった場合。</p> <p>⑤ 会員が死亡したことを当社が知ったとき。</p> <p>⑥ 個人信用情報機関等の情報等により、会員の信用状況が著しく悪化または悪化のおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>⑦ 換金目的によるショッピング利用等会員のカード利用状況が適当でないと当社が判断したとき。</p> <p>(2)～(3) 省略</p>	<p>第23条(会員資格の喪失、退会およびカードの利用停止等)</p> <p>(1)当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員に通知することなくカードのご利用停止、ご利用可能枠の変更、会員資格の喪失等の措置をとることがあります。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただきます。なお、会員資格を喪失した場合、当社が会員に対して、残債務の一括返済を求めたときは、これに応じていただきます。</p> <p>① カードのお申し込みもしくはその他の当社へのお申し込みなどで虚偽の申告をされたとき。</p> <p>② 当社に対する債務の返済が行われないうち、延滞が解消された後も、<u>一定期間利用を制限すべきと当社が判断した場合を含みます。</u></p> <p>③ 会員が本規約のいずれかに違反したとき。</p> <p>④ 当社が送付等したカードについて、会員が相当期間内に受領しなかった場合。</p> <p>⑤ 会員が死亡したことを当社が知ったとき。</p> <p>⑥ 個人信用情報機関等の情報等により、会員の信用状況が著しく悪化または悪化のおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>⑦ 換金目的によるショッピング利用等会員のカード利用状況が適当でないと当社が判断したとき。</p> <p>(2)～(3) 省略</p>

改訂前	改訂後
<p>第24条(日本国外でのカードの利用)</p> <p>日本国外でのカードの利用については、以下が適用されます。</p> <p>① 商品購入代金等が外国通貨建ての場合、Visa Worldwide Pte. Limited(以下「国際提携組織」という)の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理(一部解約時等処理を含む)された商品購入代金に1.63%を乗じた金額が別途加算されます。</p> <p>② 商品購入代金等のお支払方法は1回払いとします。</p> <p>③ 海外で外国通貨建てでキャッシングを利用した場合の借入元金は、前記の国際提携組織が決済をした時点のその指定するレートで円に換算した円貨とします。なお、海外ATM利用手数料は、ご利用金額が1万円以下の場合は100円、1万円を超える場合は200円となり、別途所定の消費税相当額が加算されます。</p> <p>④ この規約の全ての事項については、外国為替及び外国貿易法等を含め日本法が適用されます。</p> <p>⑤ 当社は、当社の指定する国におけるカード利用を国情等のやむを得ない事情の発生により予告なく中止または停止することがあります。</p>	<p>第24条(日本国外でのカードの利用)</p> <p>日本国外でのカードの利用については、以下が適用されます。</p> <p>① 商品購入代金等(取消処理代金を含む)が外国通貨建ての場合、Visa Worldwide Pte. Limited(以下「国際提携組織」という)の決済センターにおいて集中決済した時点のその指定するレートで円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、上記利用代金に加え、前記国際提携組織の国外での取引に関する事務処理等の費用として決済処理(一部解約時等処理を含む)された商品購入代金に1.63%を乗じた金額が別途加算されます。</p> <p>② 商品購入代金等のお支払方法は1回払いとします。</p> <p>③ 海外で外国通貨建てでキャッシングを利用した場合の借入元金は、前記の国際提携組織が決済をした時点のその指定するレートで円に換算した円貨とします。なお、海外ATM利用手数料は、ご利用金額が1万円以下の場合は100円、1万円を超える場合は200円となり、別途所定の消費税相当額が加算されます。</p> <p>④ この規約の全ての事項については、外国為替及び外国貿易法等を含め日本法が適用されます。</p> <p>⑤ 当社は、当社の指定する国におけるカード利用を国情等のやむを得ない事情の発生により予告なく中止または停止することがあります。</p>
	<p>第25条(準拠法)</p> <p><u>この規約および付帯する特約等に関する準拠法はすべて日本法とします。</u></p>
<p>第25条(本規約の変更等)</p> <p>当社は、本規約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。変更等の手続きは、当社が会員にその事項を所定の方法で通知します。なお、会員の利用等に重大な影響を及ぼす可能性がある変更を行おうとする場合は、前記によらず、会員の承諾を得るものとします。</p>	<p>第26条(本規約の変更等)</p> <p>当社は、本規約の一部または全部を、変更もしくは改定(以下「変更等」という)する場合があります。変更等の手続きは、当社が会員にその事項を所定の方法で通知します。なお、会員の利用等に重大な影響を及ぼす可能性がある変更を行おうとする場合は、前記によらず、会員の承諾を得るものとします。</p>
<p>第26条(問い合わせ・ご相談窓口)</p> <p>カードの利用等についてのお問い合わせは、下記の窓口までお願いします。</p> <p>株式会社エポスカード エポスカスタマーセンター 〒185-0021 東京都国分寺市南町3丁目22番14号 TEL 03-3383-0101</p> <p>貸金業務に係る紛争については、下記までお申し出いただくことができます。</p> <p>(当社が契約する指定紛争解決機関) 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3丁目19番5号 TEL 03-5739-3861</p>	<p>第27条(問い合わせ・ご相談窓口)</p> <p>カードの利用等についてのお問い合わせは、下記の窓口までお願いします。</p> <p>株式会社エポスカード エポスカスタマーセンター 〒185-0021 東京都国分寺市南町3丁目22番14号 TEL 03-3383-0101</p> <p>貸金業務に係る紛争については、下記までお申し出いただくことができます。</p> <p>(当社が契約する指定紛争解決機関) 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3丁目19番5号 TEL 03-5739-3861</p>
<p>ICカード特約</p> <p>第1条～第5条 省略</p>	<p>ICカード特約</p> <p>第1条～第5条 省略</p>

「エポスカード会員規約」新旧対照表

改訂前	改訂後
<p><u>第6条(特約の変更)</u></p> <p><u>本特約を変更する場合は、カード規約第25条に定める手続きにより変更内容を会員にお知らせし、その後に会員がICカードを利用された場合には、変更を承認されたものとします。</u></p>	<p>(条削除)</p>
<p>エポスゴールドカード特約 (以下省略)</p>	<p>エポスゴールドカード特約 (以下省略)</p>
<p>エポスプラチナカード特約 (以下省略)</p>	<p>エポスプラチナカード特約 (以下省略)</p>
<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項</p> <p>第1条 省略</p>	<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項</p> <p>第1条 省略</p>
<p>第2条(個人情報のその他の目的での利用)</p> <p>会員は、当社が第1条(1)に記載した目的のほか、以下の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>① カードの機能、付帯サービス等の提供 ② 当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス ③ 当社の事業における市場調査、商品開発 ④ 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内(融資等カードの利用に関する案内等を含む)</p> <p>⑤ 外部から受託した当社以外の宣伝物・印刷物の送付等 なお、上記の当社の具体的な事業内容(クレジット・消費者ローン・保険業等)については、当社のホームページ(http://www.eposcard.co.jp)によってお知らせしています。</p>	<p>第2条(個人情報のその他の目的での利用)</p> <p>会員は、当社が第1条(1)に記載した目的のほか、以下の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>① カードの機能、付帯サービス等の提供 ② 当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス ③ 当社の事業における市場調査、商品開発 ④ 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付、<u>およびその他の手段による</u>営業案内(融資等カードの利用に関する案内等を含む) ⑤ 外部から受託した当社以外の宣伝物・印刷物の送付等 なお、上記の当社の具体的な事業内容(クレジット・消費者ローン・保険業等)については、当社のホームページ(http://www.eposcard.co.jp)によってお知らせしています。</p>
<p>第3条(個人信用情報機関への登録・利用)</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4)当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、以下のとおりです。</p> <p>全国銀行個人信用情報センター(シー・アイ・シー・日本信用情報機構提携先) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館(*) TEL 03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html (*)建物建替えのため、平成28年10月11日(予定)から平成32年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転します。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。</p> <p>(5) 省略</p>	<p>第3条(個人信用情報機関への登録・利用)</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4)当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、以下のとおりです。</p> <p>全国銀行個人信用情報センター(シー・アイ・シー・日本信用情報機構提携先) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館(*) TEL 03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ (*)建物建替えのため、平成28年10月11日から平成32年度まで東京都千代田区丸の内2-5-1に仮移転しています。仮移転が終了する期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。</p> <p>(5) 省略</p>
<p>第4条～第12条 省略</p>	<p>第4条～第12条 省略</p>
<p>丸井・エポス共同発行特約 (以下省略)</p>	<p>丸井・エポス共同発行特約 (以下省略)</p>

改訂前	改訂後
<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (丸井・エポスカード共同発行カード用)</p> <p>第1条 省略</p>	<p>個人情報の取り扱いに関する同意条項に係る特約 (丸井・エポスカード共同発行カード用)</p> <p>第1条 省略</p>
<p>第2条(個人情報の収集・利用)</p> <p>(1)会員は、丸井が以下の個人情報を以下の目的のために、保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。 収集・利用する個人情報 ① 所定の申込書(電磁的申込書を含む)に会員が記載した会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の届け出た事項 ② 本契約に関する申込日、契約日、丸井における購入商品名・契約額・支払回数 <u>③ 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報</u> 利用目的 ① カードの募集、カードに係る一部事務処理・管理業務等 ② 丸井の提供するカードの機能・付帯サービスの提供 ③ 丸井の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス ④ 丸井の事業における市場調査、商品開発 ⑤ 丸井の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内 <u>ただし、収集・利用する個人情報の③については、利用目的の①に限り利用されます。なお、丸井の具体的な事業内容は丸井のホームページ(http://www.0101.co.jp)によってお知らせしています。</u></p> <p>(2)会員は、丸井と当社および丸井グループ企業(以下「共同利用会社」という)が、以下の目的のために第2条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで共同して利用することに同意します。<u>また、あらたに共同利用会社が追加された場合は、通知または当社のホームページで公表するものとします。</u> 利用目的 ① 共同利用会社<u>の</u>事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内 ② 共同利用会社<u>の</u>事業における市場調査、商品開発</p> <p><u>共同利用会社</u> <u>(株)丸井グループ (株)エイムクリエイツ (株)マルイファミリーティーズ</u> <u>(株)ムービング (株)マルイホームサービス (株)エポス少額短期保険</u> <u>なお、共同利用会社の名称、住所、事業内容については、当社のホームページで公表しています。</u></p>	<p>第2条(個人情報の収集・利用)</p> <p>(1)会員は、丸井が以下の個人情報を以下の目的のために、保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。 収集・利用する個人情報 ① 所定の申込書(電磁的申込書を含む)に会員が記載した会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の届け出た事項 ② 本契約に関する申込日、契約日、丸井における購入商品名・契約額・支払回数</p> <p>利用目的 ① カードの募集、カードに係る一部事務処理・管理業務等 ② 丸井の提供するカードの機能・付帯サービスの提供 ③ 丸井の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス ④ 丸井の事業における市場調査、商品開発 ⑤ 丸井の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内</p> <p>(2)会員は、丸井を除く丸井グループ企業(以下「共同利用会社」という)が、以下の目的のために第2条(1)①②の個人情報を保護措置を講じたうえで共同して利用することに同意します。<u>なお、実際に共同利用する場合は、共同利用会社の名称および具体的な利用目的を当社ホームページで公表します。</u> 利用目的 ① 共同利用会社<u>が当社と共同または連携して行う</u>事業における<u>会員への総合的なサービス提供の一環として行うサービスの告知を目的とする</u>宣伝物・印刷物の送付等の営業案内 ② 共同利用会社<u>が当社と共同または連携して行う</u>事業における<u>会員への総合的なサービス提供を行うための</u>市場調査、商品開発</p> <p>共同利用会社の名称、住所、事業内容については、当社のホームページで公表しています。</p>